

酒税相当額の還付を受けるための手続等について (酒類業者用)

令和 6 年能登半島地震により被災された酒類業者の皆様には、心からお見舞い申し上げます。

酒類業者の皆様が販売のために所持していた酒類が破損等した場合には、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に基づき、酒税相当額の支払を受けることができます。

1 手続の概要

令和 6 年能登半島地震により被災した酒類の販売業者（※）の方は、販売のために所持していた酒類について、「被災酒類の確認書交付申請書」を被災場所の所在地の所轄税務署長に提出して「確認書」の交付を受けます。

※ ここでいう「酒類の販売業者」とは、次の方をいいます。

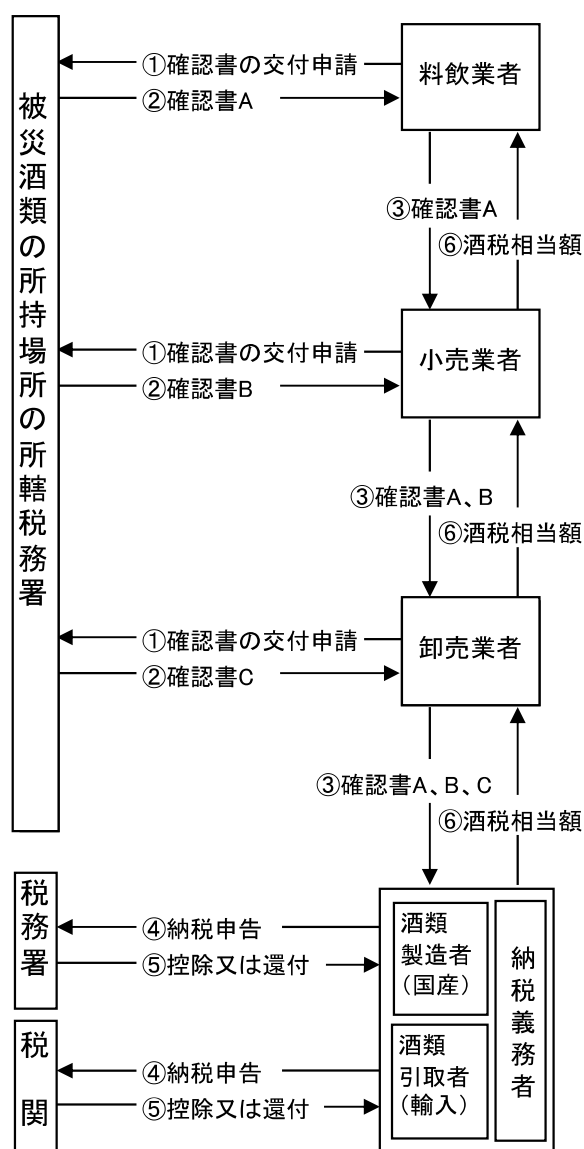
- 1 酒類卸売業者
- 2 酒類小売業者
- 3 料飲業者（酒場、料理店、ホテルなど酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とされている方をいいます。）

税務署から交付を受けた「確認書」は、酒類の仕入先の酒類販売業者を通じて酒類製造者に提出し、その後、酒類製造者が「確認書」に基づいて酒税の還付申告を行い、税務署から還付を受けた酒税相当額は、酒類販売業者を通じて、被災した酒類の販売業者に支払われることとなります。具体的な手続の流れについては、「別表 1」をご参照ください。

また、次の指定地域に所在する被災酒類に係る「確認書」は、酒販組合等を通じて国税庁長官が指定した酒類製造者（以下、「指定酒類製造者」といいます。）に提出し、その後、指定酒類製造者が「確認書」に基づいて酒税の還付申告を行い、税務署から還付を受けた酒税相当額は、酒販組合等を通じて、被災した酒類の販売業者に支払われることとなります。具体的な手続の流れについては、「別表 2」をご参照ください。

指 定 地 域
富山県、石川県

酒税相当額の還付手続の流れ



1 被災者（卸売業者、小売業者、料飲業者）は、「被災酒類の確認書交付申請書」を災害のやんだ日から 1 月以内に被災場所の所轄税務署長に提出し（①）、「確認書」の交付を受けます（②）。

※ 「被災酒類の確認書交付申請書」は、納税義務者、製造場及び仕入先の異なるごとに作成が必要です。

2 税務署から交付を受けた「確認書」を、料飲業者は小売業者に、小売業者は卸売業者に送付します（③）。

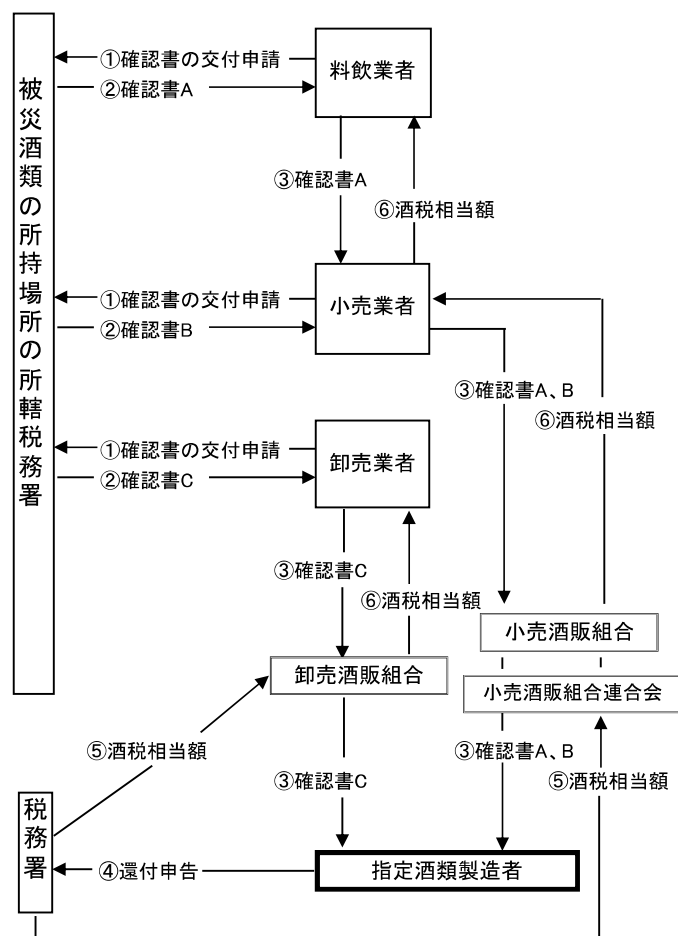
3 卸売業者は、送付を受けた「確認書」を納税義務者別に区分して、各納税義務者に送付します（③）。

4 各納税義務者は、送付を受けた「確認書」を酒税納税申告書に添付して申告します（④）。

5 納付すべき税額から被災酒類に係る酒税額の控除（又は還付）を受けます（⑤）。

6 納税義務者は、被災した酒類の販売業者に被災酒類に係る酒税相当額を補償します（⑥）。

酒税相当額の還付手続の流れ（指定地域のみ）



1 被災者（卸売業者、小売業者、料飲業者）は、「被災酒類の確認書交付申請書」を国税庁長官が指定した期日までに被災場所の所轄税務署長に提出し(①)、「確認書」の交付を受けます(②)。

※ 「被災酒類の確認書交付申請書」は、納税義務者、製造場及び仕入先をまとめて作成することができます。

※ 指定地域については、災害のやんだ日から2月以内に限り、国税庁長官が国税に関する申請等の期限を延長することができることとされています。

2 料飲業者は、交付を受けた「確認書」を小売業者に送付します(③)。

3 卸売業者又は小売業者は、税務署から交付を受けた「確認書」及び料飲業者から送付を受けた「確認書」を卸売酒販組合又は小売酒販組合に送付します(③)。

また、小売酒販組合は、送付を受けた「確認書」を小売酒販組合連合会に送付します。

4 各卸売酒販組合又は小売酒販組合連合会は、送付を受けた「確認書」を指定酒類製造者に送付します(③)。

5 指定酒類製造者は、送付を受けた「確認書」を添付して還付申告を行います(④)。

6 還付申告書を受理した税務署は、被災酒類に係る酒税相当額を各卸売酒販組合又は小売酒販組合連合会の銀行口座等に振り込みます(⑤)。

また、小売酒販組合連合会は、被災酒類に係る酒税相当額を小売酒販組合に支払います。

7 各卸売酒販組合又は小売酒販組合は、被災酒類に係る酒税相当額を卸売業者又は小売業者に支払います(⑥)。

また、小売業者は、料飲業者分の被災酒類に係る酒税相当額を支払います(⑥)。

2 被災酒類の範囲

災害により亡失、滅失等した酒類のほか、容器等の汚損又は容器の変形等により販売に供することが困難となったもので、被災場所等において、既に廃棄された酒類のほか、確実に廃棄されることが明らかな酒類についても被災酒類として取り扱います。

なお、汚損等した商品を仕入先に返品する場合は、被災酒類に含めることはできませんのでご注意ください。

3 被災酒類の確認を受けるために必要な書類

- (1) 被災酒類の確認書交付申請書 2 通
- (2) 被災酒類の明細書 2 通
- (3) 被災酒類損失補填明細書 2 通（※）

※ 「被災酒類損失補填明細書」は、保険金又は損害賠償金により補填を受けた又は受けることが見込まれる場合に必要です。

4 書類提出時の留意事項

被災酒類の確認を受けるために必要な書類は、原則、納税義務者、製造場及び仕入先の異なるごとに作成が必要ですが、指定地域に所在する被災酒類に係る書類については、まとめて作成することができます。

作成した書類は、被災場所の所在地の所轄税務署長に提出してください。

同一税務署管内に複数の販売場、蔵置所を有している場合は、それぞれ被災した販売場等ごとの「被災酒類の明細書」を添付することで、一括して「被災酒類の確認書交付申請書」を提出することができます。

税務署に提出した「被災酒類の確認書交付申請書」は、税務署においてその内容を確認し、「確認書」として申請者に交付します。

なお、確認の結果、数量が過大であること等が判明した場合には、「確認書」を交付しないことがありますのでご注意ください。

5 被災酒類の確認書交付申請書等の作成

- (1) 「被災酒類の確認書交付申請書」等は、記載要領及び記載例を参照しながら作成してください。
- (2) 「被災酒類の確認書交付申請書」等の作成に当たっては、日々の在庫帳、棚卸表等に基づいて記入していただくこととなりますが、店舗等の倒壊などにより、これらの帳簿等による作成が困難な場合には、所轄の税務署を担当する酒類指導官へご相談ください。
- (3) 被災酒類に係る酒税額を計算した結果、その合計金額が 500 円未満となる場合は、支払を受けることはできません。

なお、複数の販売場で酒類の販売を行っている場合は、それらの販売場における被災酒類に係る金額を合計して判定します。

また、保険金等により損失を補填された金額がある場合は、補填された金額を控除した後の金額で判定します。

(例)「清酒一升瓶 1 本、ビール 500ml 缶 2 本」が被災した場合

清酒 1,800ml 酒税相当額 180 円

ビール 1,000ml 酒税相当額 181 円

合計 361 円

この場合、合計金額は 500 円未満ですので、酒税相当額の支払は受けられません。

6 確認書の提出

税務署から交付を受けた「確認書」は、次の区分により、それぞれの提出先へ提出してください。

区分	提出先《指定地域以外》	提出先《指定地域》
料飲業者の方	仕入先の酒類販売業者	仕入先の酒類販売業者から 1 者を選択
酒類小売業者の方	仕入先の酒類卸売業者 ※ 料飲業者から提出があった確認書も併せて提出	小売酒販組合 ※ 料飲業者から提出があった確認書も併せて提出
酒類卸売業者の方	仕入先の酒類製造者 ※ 小売業者から提出があった確認書も併せて提出	卸売酒販組合

7 酒税相当額の還付方法

被災酒類に係る酒税相当額は、「確認書」を提出した酒類の仕入先の酒類販売業者又は酒販組合等を経由して支払われます。

酒税相当額の受取方法等は、酒類の仕入先の酒類販売業者又は酒販組合等とご相談ください。

8 酒税相当額の会計処理

支払を受けた酒税相当額は、雑収入として計上する必要があります。

また、消費税の課税関係は生じません。

9 指定酒類製造者

令和6年能登半島地震における指定酒類製造者は次のとおりです。

酒類製造者の名称	法人番号 4010401081444 サントリー株式会社
酒類製造場の名称及び所在地	サントリー株式会社 梓の森工場 〒328-0132 栃木県栃木市仲方町字堤下20

10 その他

(1) 料飲業者の方の還付手続

料飲業者の方も、その販売のために所持していた酒類が被災した場合は、この手続により、「確認書」を提出した酒類の仕入先の酒類販売業者から酒税相当額の支払を受けることができます。

※ 取引先に被災された料飲業者の方がいる酒類販売業者の方は、「酒税相当額の還付を受けるための手続等について（料飲業者用）」等により、料飲業者の方への周知をお願いいたします。

(2) 酒類製造者が製造した酒類の還付手続

酒類製造者の方で、自己の製造した課税済酒類が被災した場合は、「被災酒類の確認書交付申請書」により被災場所の所轄税務署長の確認を受け、交付を受けた「確認書」に基づき、災害のやんだ日から4か月を経過した日の前日の属する月の末日までに提出する期限内申告書により、被災酒類に係る酒税相当額の控除又は還付を受けてください。

(3) 自己が輸入した酒類の還付手続

酒類輸入業者の方で、自己の輸入した課税済酒類が被災した場合は、上記(2)と同様に被災場所の所轄税務署長の確認を受け、交付を受けた「確認書」に基づき、災害のやんだ日から4か月を経過した日の前日の属する月の末日までに、引取場所の所轄税関長に、被災酒類に係る酒税相当額の還付申請を行ってください。

11 お問い合わせ先

このパンフレットに関するご質問、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署を担当する酒類指導官にお問い合わせください。

なお、酒類指導官が設置されている税務署については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/sodan/index.htm>)「酒税とお酒の免許についての相談窓口」にてご確認ください。所轄の税務署へお問い合わせください。